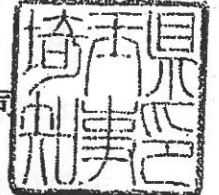




医 第 7 8 1 号
平成25年8月27日

埼玉西部消防組合
管理者 藤本正人 様

埼玉県知事 上田清司



埼玉県広域災害・救急医療情報システムへの
アクセス用情報機器端末整備費補助金交付決定通知書

平成25年8月22日付け埼玉西消防第116号で申請のあった、埼玉県広域災害・救急医療情報システムへのアクセス用情報機器端末整備費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金2,667,735円

2 交付方法 概算払

3 交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容は、平成25年8月22日付け埼玉西消防第116号の申請書記載のとおりとし、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更は除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。